

家計急変の判定方法について

(例) 父(月収16万円)、母(月収8万円)、子2人の場合

①令和5年1月以降の任意の1か月の申請者および配偶者等のそれぞれについて判定します。

(父) 令和5年2月分の給与総支給額 160,000円

年収換算(見込) $160,000円 \times 12か月 = 1,920,000円$

(母) 令和5年2月分の給与総支給額 80,000円

年収換算(見込) $80,000円 \times 12か月 = 960,000円$

所得が多い方を把握し、申請者とする。

この場合、父が申請者となる。

【総支給額】
税金や年金を引く前の金額
(手取り額ではありません)

②申請時点の扶養親族の人数に応じた非課税(相当)限度額を確認します。

世帯の人数=4人 ⇒ 非課税相当収入限度額 **2,097,000円**

◎個人住民税(均等割)の非課税(相当)限度額

世帯の人数 (人)	家族構成例	非課税相当収入限度額 (円)		非課税所得限度額 (円)
		月額の見込 (総支給額)	年収	年間所得
2	夫(婦)+子1人	114,833	1,378,000	828,000
3	夫婦+子1人	140,000	1,680,000	1,108,000
4	夫婦+子2人	174,750	2,097,000	1,388,000
5	夫婦+子3人	208,083	2,497,000	1,668,000
6	夫婦+子4人	241,417	2,897,000	1,948,000
7	夫婦+子5人	274,750	3,297,000	2,228,000
8	夫婦+子6人	307,083	3,685,000	2,508,000
9	夫婦+子7人	336,250	4,035,000	2,788,000

③申請者の年収換算額と非課税相当収入限度額を比較します。

申請者の年収換算額
1,920,000円

<

非課税相当収入限度額
2,097,000円

判定結果 非課税相当限度額以内なので、**給付金の支給対象**となります。